

那須赤十字病院有料広告掲載に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那須赤十字病院（以下、「病院」）が、病院利用者に有益な情報を提供することを目的に、病院が保有する印刷物その他の資産を有料広告（以下、「広告」）の媒体として活用することに関し必要な事項を定める。なお、広告収入の一部は、院内環境の整備などに充てるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 院外広報誌「プラタナス」
- (2) 病院ホームページ
- (3) その他広告媒体となり得ると病院が認めるもの

(広告の範囲)

第3条 広告は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り掲載することができる。

- (1) 広告の責任所在（広告主名・連絡先等）が明記されていないもの
- (2) 虚偽または内容の不明確なもの
- (3) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (4) 政治団体・活動または宗教団体・活動に関するもの
- (5) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (6) 個人情報に関する取り扱いが不適切であると認められるもの
- (7) 人権侵害、信用毀損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (8) 肖像権、著作権の侵害を引き起こすおそれのあるもの
- (9) 公序良俗に反するもの
- (10) 各種法令による広告規制に違反するもの
- (11) 誇大表示、不当表示など表現方法等が不適切なもの
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける業種のもの
- (13) ギャンブル関連（パチンコ・競馬・オンラインカジノ等）に関連のあるもの
- (14) 赤十字事業としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (15) 病院事業としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (16) 患者に不利益を与えるおそれのあるもの
- (17) その他、掲載する広告として妥当でないと病院が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載順序は受付順とする。継続掲載は最優先とする。ただし、病院が認める広告についてはその限りではない。

(広告の規格・表示等)

第5条 広告の規格、枠数、広告期間、広告掲載料、広告の作成方法等は以下に定める。
また、レイアウトや仕様は当院が予告なく変更出来るものとする。なお、当院後援会会員が広告主の場合は、掲載料金より2割減額した料金とする。

(1) バナー広告

表示サイズ： A 枠「横 295px × 縦 95px」(固定)

B 枠「横 230px × 縦 70px」(固定)

提出サイズ： A 枠「横 590px × 縦 190px」(以上)

B 枠「横 460px × 縦 140px」(以上)

枠数：A 枠 3 枠 B 枠 8 枠

広告期間：最低 3 ヶ月、最長 12 ヶ月

広告掲載料：A 枠 33,000 円(税込) B 枠 22,000 円(税込)

形式：JPEG / PNG / GIF (アニメーション GIF 不可)

容量：30KB 以内

色数：フルカラー可、ただし背景色やデザインが閲覧を妨げないこと

掲載位置：ホームページトップページ最下部定枠

リンク先：SSL 対応 URL (https) 必須、リダイレクト禁止

責任：バナー制作は広告主負担とし、当院は修正・加工を行わない

(2) 広報誌

表示サイズ：横 95mm × 縦 50mm カラー刷り

(同じ広告主が 2 枠掲載する場合、横 200mm × 縦 50mm)

枠数：1 枠

広告期間：1 号単位

広告掲載料：1 枠 22,000 円(税込)

形式：JPEG / PNG / GIF (アニメーション GIF 不可)

色数：フルカラー可、ただし背景色やデザインが閲覧を妨げないこと

責任：広告制作は広告主負担とし、当院は修正・加工を行わない。

(3) その他の広告媒体

広告媒体ごとに必要時別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、病院ホームページ、院外広報誌「プラタナス」等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとするもの(以下、「申込者」)は、有料広告掲載申込書(別紙様式1)に、掲載を希望する広告の原稿を添えて病院に申込みものとする。

- 2 バナー広告について、広告主は所定の申込書、バナー画像、リンク先 URL を掲載開始月の前月 10 日までに提出することとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 病院は、前条の申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(別紙様式2)により申込者に通知するものとする。

- 2 広告申込みが当該広告枠数を超えた場合は、更新新規に関係なく抽選により決定する。

(広告掲載料の支払い)

第9条 広告主は、前条第1項による掲載決定後、病院が指定する期日までに、病院に広告掲載料を一括で支払うものとする。

(広告案の審査)

第10条 病院は、第7条に規定する広告原稿が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合には広告主に修正を求めることができる。

- 2 広告掲載の可否審査は、広報・CSR委員会にて審議するものとする。
- 3 査基準や不承知理由は開示しないものとする。

(広告の作成)

第11条 広告主は、前条に規定する審査後(修正を求めた場合は修正後)に広告を作成するものとする。

(免責事項)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 天災、停電、通信障害、システムメンテナンス等により一時的に広告が表示されない場合、返金や期間延長は行わない。

(広告掲載の取り消し)

第 13 条 病院は、次の各号に該当する場合は、第 8 条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みによって掲載の決定を受けたとき
- (2) 広告主に起因する事件等が発生したとき
- (3) 病院が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき、または広告掲載料の支払がなかったとき
- (4) リンク先の内容が不適切または変更された場合
- (5) その他、病院が広告掲載に支障があると認めたとき

2 病院は、掲載期限の 2 ヶ月前までに、有料広告掲載解除・期間満了通知書（別紙様式 3）により申込者に掲載期間満了の通知するものとし、掲載継続について意思を確認する。

(広告掲載料の返還)

第 14 条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない事由により広告が掲載できなかった場合には、広告掲載料を返還するものとする。

2 病院ホームページに掲載する広告において、広告掲載期間内に病院の都合で病院ホームページを閉鎖した場合は、1 ヶ月間を単位として、広告掲載料を返還するものとする。ただし、閉鎖日数の合計が 1 ヶ月あたり 5 日未満の場合に、広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載の取り下げ)

第 15 条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを申し出ることができる。ただし、既納の広告掲載料は返還しない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附則

1. この要綱は、平成 28 年 10 月 15 日から施行する。
2. 令和 4 年 4 月 1 日改正。第 8 条を修正、別紙様式 2 を追加。
3. 令和 5 年 8 月 1 日改正。第 13 条を修正、別紙様式 3 を追加。
4. 令和 7 年 10 月 16 日改正。第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条を追記・修正、別紙 1（第 5 条関係）を削除、別紙様式 1（第 7 条関係）を修正